

JAPAN MELGES WEEK 2014 兼
第2回 全日本Audi MELGES 20クラス選手権大会
第9回 全日本 MELGES 24クラス選手権大会
第2回 全日本 MELGES 32 クラス選手権大会

共同主催：日本メルジェス協会・リビエラマリンクラブ
公 認：公益財団法人日本セーリング連盟（申請中）
開催場所：リビエラ逗子マリーナ（神奈川県逗子市）

レース公示 Notice of Race

1. 適用規則

- 1.1. 「セーリング競技規則2013-2016」（RRS）に定義された規則を適用する。
 - a) スピンシートは制限無しにトリムしてよい。RRS 42.3(C)の変更。
- 1.2. Audi MELGES 20クラスにはInternational Audi MELGES 20クラス規則を適用する。
 - a) 規則B.4は適用しない。
- 1.3. MELGES 24クラスには International MELGES 24クラス規則を適用する。
- 1.4. MELGES 32クラスにはInternational MELGES 32クラス規則を適用する。
 - a) 規則B.4は適用しない。
- 1.5. ISAF広告規定20を適用する。
 - a) 参加艇は主催者より指定された広告表示を要求された場合は、要求に従わなければならない。

2. 参加資格

- 2.1. 本大会には、各クラス規則に適合した艇であること。
- 2.2. 有効なヨット保険（賠償責任・搭乗者傷害）に加入している艇であること。
- 2.3. オーナー及びヘルムスマンは日本メルジェス協会の会員であること。
- 2.4. 乗員は全てJSAF会員であること。

3. 申込方法

- 3.1. 10月10日（金）までに、参加申込書をメールまたはFAXで大会事務局宛へ提出すること。
- 3.2. 10月24日（金）までに、以下の書類をメールまたはFAXで大会事務局宛へ提出すること。
 - a) 乗員登録書
 - b) JSAF会員証のコピー
 - c) ヨット保険証券のコピー
- 3.3. 10月24日（金）までに参加料を納入すること。
 - a) Audi MELGES 20クラス：¥60,000 + 乗員登録料¥4,000/1名
 - b) MELGES 24クラス：¥60,000 + 乗員登録料¥4,000/1名
 - c) MELGES 32クラス：¥60,000 + 乗員登録料¥4,000/1名
- 3.4. 各クラスの成立数は、参加申込数3艇以上とする。

【大会事務局】

〒223-0058 横浜市港北区新吉田東4-1-16 グリーンメゾン2-102
OHTSUBO DESIGN内 JAPAN MELGES WEEK 2014大会事務局
メール：akira@wa2.so-net.ne.jp
fax. 045-544-5813 tel. 090-3345-7998（担当：大坪明）

【参加料振込先】

みずほ銀行中目黒支店 普通口座 2088759 日本メルジェス協会

4. 日程

4.1. 日程概要

- 10月30日(木) 10:00-17:00 受付・インスペクション・体重計測
- 10月31日(金) 10:00-16:00 受付・インスペクション・体重計測
13:55 プラクティスレース予告信号 (非公式イベント)
17:00 艇長会議
17:00 全艇海上係留
- 11月1日(土) 08:00-09:00 体重計測
10:25 最初の予告信号
18:00 デイリー表彰&パーティー
- 11月2日(日) 09:55 当日最初の予告信号
18:00 デイリー表彰&パーティー
- 11月3日(祝) 09:55 当日最初の予告信号
13:00 以降に予告信号は発せられない。
16:00 デイリー表彰&シリーズ表彰式

4.2. 参加艇は、30日(木)、31日(金)の期間中に受付とインスペクションを完了する必要がある。

4.3. 一日あたりのレース数はレース委員会の裁量に委ねられ、実行可能な限りレースを実施する。

4.4. 主催者またはレース委員会は、天候やその他の要因で日程を変更する場合がある。

5. 計測

5.1. 艇または装備は、帆走指示書に従っていつでもインスペクションされることがある。

6. 帆走指示書

6.1. 帆走指示書は10月25日(土)までに日本メルジェス協会ウェブサイト <http://jpmelges.com/> に掲載される。

7. 開催地

7.1. 逗子マリーナおよび逗子マリーナ沖海域。(別図-1参照)

8. コース

8.1. ウインドワード・リーワードコース、4または6レグとする。

9. ペナルティー方式

9.1. ゾーン内でのインシデントを除き、他のインシデントは「2回転ペナルティー」から「1回転ペナルティー」に置き換える。RRS 44.1の変更。

10. 得点

10.1. シリーズレースは全8レースを予定し、3レースの完了でシリーズの成立とする。

10.2. 完了したレースが6レース未満の場合、シリーズ得点は全レースの合計得点とする。RRS 付則A2の変更。

11. 上架の制限と泊地

11.1. すべての艇は10月31日(金)17:00から、自艇のシリーズレース終了まで指定された場所に海上係留し、上架してはならない。

11.2. 以下理由により、期間中の上架を認める場合もある。

a) レースコミッティーの事前の許可書がある場合。

b) 緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務がある。

12. 無線通信

12. 1. 緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。
12. 2. レース委員会は、レース情報をVHFで放送することがある。放送内容の詳細は帆走指示書に記載する。

13. 賞

13. 1. 各クラス、シリーズ1位～3位。
13. 2. 各クラス、コリンシアン部門シリーズ1位。
 - a) コリンシアン部門参加するチームには、ISAFセーラークラシフィケーション規則を適用する。
RRS79およびISAFウェブサイト参照のこと。
ISAFウェブサイト <http://members.sailing.org/classification/?view=home>
 - b) MELGES 24クラスの場合は、さらにオーナーがヘルムスマンであることを条件とする。
13. 3. 各レース、1位。

14. 責任の否認

14. 1. 参加者は自分自身の責任でこのレース参加し、レースに参加するか否かレースを続けるかの決定はその艇のみにある (RRS 4「レースをすることの決定」参照)。
参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に全責任を持っている。
大会の前後および期間中に生じた、損失、損害、負傷、死亡事故に対して主催者および協賛会社や協力団体などの関係者はいかなる責任も負わない。

15. メディア著作権

15. 1. 大会期間中のレースおよび公式行事 (パーティー、表彰式などを含む) および大会に起因するテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を公開する権利は、主催者と JSAF に帰属する。
この権利行使は、世界中のあらゆるメディア (テレビ、印刷物、デジタルメディアなど) への公開を対象とするが、その目的は広報、報告、広告を目的としてのみ使用する。
15. 2. 主催者は、テキスト、音声、映像、肖像などの情報を独自の裁量で大会協賛者に提供する場合がある。テキスト、音声、映像、肖像などの情報の二次使用範囲は各協賛者との契約により制限する場合がある。
15. 3. 参加者は、本大会のテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を、直接間接問わず公的メディア (テレビ、印刷物、デジタルメディアなど) に主催者の事前許可無く配布、提供してはならない。なお、個人メディア (ブログ、ツイッター、フェイスブックなど) への記録掲載は、事前の主催者許可は不要である。
15. 4. 音声、映像を記録するために、参加艇に記録装置の搭載を要求する場合がある。

16. 問い合わせ先

【大会事務局】

〒223-0058 横浜市港北区新吉田東4-1-16 グリーンメゾン2-102

OHTSUBO DESIGN内 JAPAN MELGES WEEK 2014大会事務局

メール: akira@wa2.so-net.ne.jp

fax. 045-544-5813 tel. 090-3345-7998 (担当: 大坪明)

以上

(図 1)

